

運行管理者基礎講習用テキスト 法令集 貨物編 第18版 (2021) 正誤表

運行管理者基礎講習用テキスト 法令集 貨物編 第18版 (2021) の内容において誤りがございました。ご迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ございません。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下の正誤表のとおり訂正いたします。

なお、当該正誤表については当機構ホームページにも掲載しております (<https://www.nasva.go.jp/fusegu/shidoutext.html>)。

	(誤)	(正)
<p>共通編</p> <p>P. 共通 3 40行目～42行目</p> <p>P. 共通 6 8行目～10行目</p> <p>28行目</p> <p>P. 共通 9 5行目～6行目</p> <p>10行目</p> <p>14行目</p> <p>38行目～39行目</p> <p>P. 共通12 25行目～31行目</p>	<p>(1) 道路交通法 (抄)</p> <p>第2条 (定義)</p> <p>3 (略)</p> <p>(2) 次条の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、(後略)</p> <p>第17条 (通行区分)</p> <p>3 二輪又は三輪の自転車(側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。)(後略)</p> <p>(罰則 第1項から第4項まで及び第6項については第119条第1項第2号の2)</p> <p>第24条 (急ブレーキの禁止)</p> <p>(罰則 第119条第1項第1号の3)</p> <p>第26条 (車間距離の保持)</p> <p>(罰則 第119条第1項第1号の4、第120条第1項第2号)</p> <p>第26条の2 (進路の変更の禁止)</p> <p>(罰則 第2項については第120条第1項第2号 第3項については第120条第1項第3号、同条第2項)</p> <p>第28条 (追越しの方法)</p> <p>(罰則 第119条第1項第2号の2)</p> <p>第44条 (停車及び駐車を禁止する場所) 車両は、(中略)又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル</p> <p>(2) 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分</p>	<p>(1) 道路交通法 (抄)</p> <p>第2条 (定義)</p> <p>3 (略)</p> <p>(2) 次条の大型自動二輪車又は普通自動二輪車、(後略)</p> <p>第17条 (通行区分)</p> <p>3 二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両(これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。)(後略)</p> <p>(罰則 第1項から第3項まで及び第6項については第119条第1項第2号の2 第4項については第117条の2第6号、第117条の2の2第11号イ、第119条第1項第2号の2)</p> <p>第24条 (急ブレーキの禁止)</p> <p>(罰則 第117条の2第6号、第117条の2の2第11号ロ、第119条第1項第1号の3)</p> <p>第26条 (車間距離の保持)</p> <p>(罰則 第117条の2第6号、第117条の2の2第11号ハ、第119条第1項第1号の4、第120条第1項第2号)</p> <p>第26条の2 (進路の変更の禁止)</p> <p>(罰則 第2項については第117条の2第6号、第117条の2の2第11号ニ、第120条第1項第2号 第3項については第120条第1項第3号、同条第2項)</p> <p>第28条 (追越しの方法)</p> <p>(罰則 第1項及び第4項については第117条の2第6号、第117条の2の2第11号ホ、第119条第1項第2号の2 第2項及び第3項については第119条第1項第2号の2)</p> <p>第44条 (停車及び駐車を禁止する場所) 車両は、(中略)又は駐車してはならない。</p> <p>(1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル</p> <p>(2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>(1) 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。</p> <p>(2) 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車(同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第49条の3第1項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。)又は同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車(同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。)が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき(当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。)</p>

